

# 鹿児島県文化財保存活用大綱

[概要版]



鹿児島県教育委員会

## 大綱策定の目的

人口減少や過疎化・少子高齢化等を背景に、各地の貴重な文化財の継承と、滅失・散逸等の防止が課題となっています。そのため、文化財のまちづくりへの活用や、文化財継承の担い手確保など、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組むことができる体制づくりが必要となっています。

このような背景を踏まえ、平成31（2019）年4月、文化財保護法の一部が改正・施行され、都道府県は文化財の総合的な施策である「文化財保存活用大綱」を定めることができることとされました。

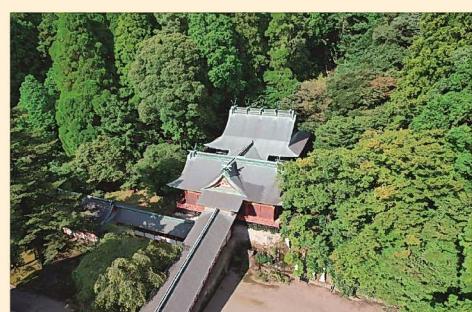
本県においても県全体の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進める上での共通の基盤とする目的に、『鹿児島県文化財保存活用大綱』を策定しました。

## 鹿児島県の文化財

南北600kmに広がる県域には、貴重な動植物をはじめ、地域の歴史を語る建造物や民俗芸能等が文化財として守り継がれています。

文化財は、文化財保護法によって次のように区分されています。

- ・有形文化財（建造物、美術工芸品）
- ・無形文化財
- ・民俗文化財  
(有形の民俗文化財、無形の民俗文化財)
- ・記念物  
(遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物)
- ・文化的景観
- ・伝統的建造物群
- ・文化財の保存技術
- ・埋蔵文化財



霧島神宮 本殿・幣殿・拝殿(国宝)

写真提供：霧島神宮



太刀 銘 国宗(国宝)

所蔵：照國神社  
写真提供：県歴史・美術センター黎明館  
写真撮影：中村 聰



鹿児島県立博物館考古資料館  
(国登録有形文化財)



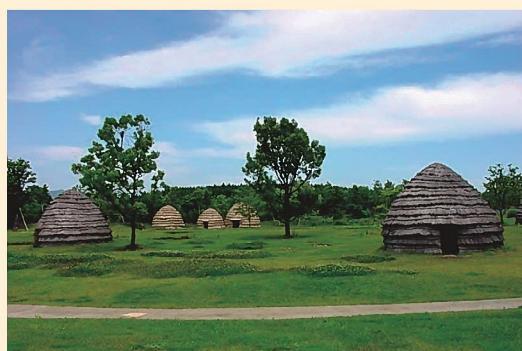
薩摩琵琶  
(県指定無形文化財)



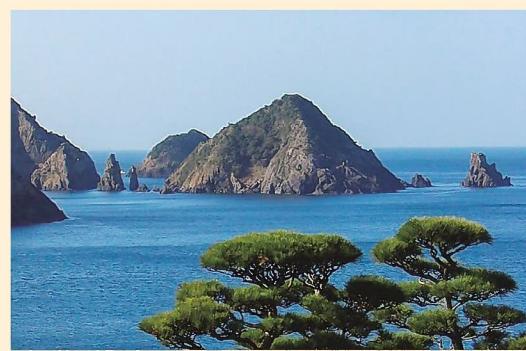
知覧の水車カラクリ(県指定有形民俗文化財)



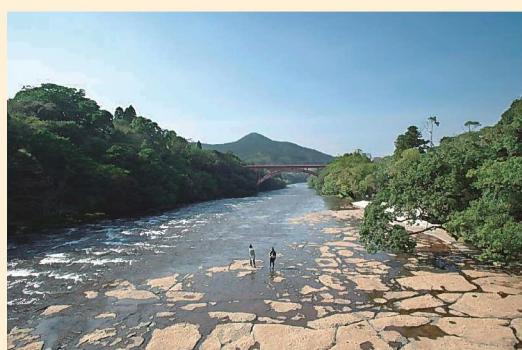
諸鈍芝居(国指定無形民俗文化財)



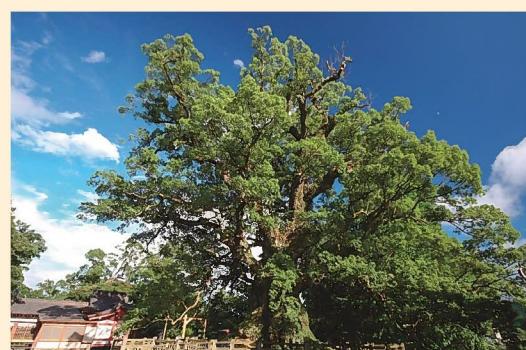
上野原遺跡(国指定史跡)



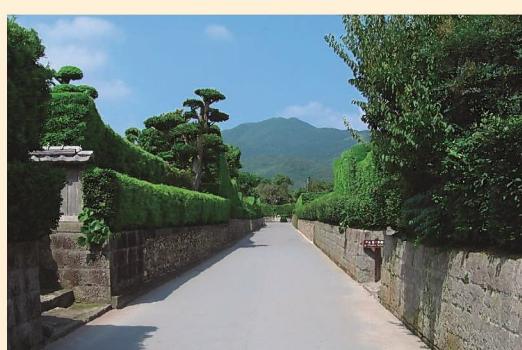
坊津(国指定名勝)



花瀬の石畳(県指定天然記念物)



蒲生のクス(国指定特別天然記念物)



南九州市知覧(国選定重要伝統的建造物群保存地区)



遺跡発掘(埋蔵文化財)

## 文化財の保存・活用に関する課題

### ◆ 文化財の調査・研究

- ・分野に偏りのない網羅的な調査・研究
- ・調査研究の方法・内容の充実
- ・広域的な調査研究等の体制構築と連携
- ・調査報告書等の公開

### ◆ 文化財の指定・登録等と保存・継承

- ・幅広い分野にわたる積極的な指定や登録
- ・保存・継承のための適切な記録・修理等の措置
- ・保存・継承の主体となる担い手の減少
- ・適切な保存・継承につなげる地域社会総がかりの取組

### ◆ 文化財に関する財政措置

- ・維持管理に係る所有者の経費負担
- ・公開のための設備整備に係る経費負担

### ◆ 文化財に係る人材の育成

- ・専門職員の継続的な配置と資質向上
- ・文化財の価値を引き上げられる人材の把握
- ・多様な文化財の種別に幅広く対応できる人材の確保
- ・大学や民間と連携した専門家の確保・育成
- ・博物館等の学芸員の配置・育成と情報発信の促進

### ◆ 文化財の活用の推進

- ・活用に関する知識・経験の不足
- ・広域連携的な視点による活用の促進
- ・文化財の価値の積極的・効果的な発信
- ・多様な利用者に合わせた情報提供
- ・文化財を素材とした郷土教育の取組の充実